

議案第26号	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
人事課	地方自治法第286条第1項の規定に基づき、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、同組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。
<p>【改正規約】 兵庫県市町村職員退職手当組合同約</p> <p>【改正趣旨】 相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町により西はりま消防組合が新設されることに伴い、平成25年4月1日から兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する市町等に、西はりま消防組合を加えることにする。</p> <p>また、宍粟環境事務組合の解散に伴い、平成25年3月31日をもって兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する市町等から、宍粟環境事務組合を除くことにする。</p> <p>【根拠法令】 地方自治法第286条第1項及び第290条</p> <p>【改正内容】 兵庫県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約 別表第1号表中、宍粟環境事務組合を削り、西はりま消防組合を加える。</p> <p>【施行日】 平成25年4月1日</p>	